

国立大学法人大分大学本給の調整額支給細則

平成16年4月1日制定
平成16年細則第12号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号。以下「給与規程」という。）第25条第4項の規定により、本給の調整額の支給に関し必要な事項を定める。

(適用区分表及び調整基本額表)

第2条 給与規程第25条に規定する勤務箇所等及び調整基本額は、次に掲げるとおりとする。

<適用区分表>

勤務箇所	職 員	調整数
A- (1)	教授、准教授、講師又は助教で大学院担当を命じられた者（専門職学位課程の主担当とみなされた教員（以下「みなし専門職学位課程主担当教員」という。）を含む。以下「大学院担当教員」という。）のうち、大学院研究科の博士課程後期を担当する者で主任として学生（医系研究科にあつては5人以上、それ以外にあつては4人以上）に対する研究指導に常時従事するもの	3
A- (2)	大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士課程を常時担当する者（A- (1) に該当する者を除く。）	2
A- (3)	大学院担当教員のうち、大学院研究科の修士課程又は専門職学位課程を常時担当する者	1
A- (4)	大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教又は助手で学長が別に定めるもの	1
B- (1)	医学部（附属病院を除く。）において、危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	1
B- (2)	医学部（附属病院を除く。）において、B- (1) に掲げる者と同等であると学長が認める者	1
C- (1)	医学部及び研究マネジメント機構において、危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員で学長が認める者	1
D- (1)	医学部附属病院において、重症心身障害児（以下「重障児」という。）を専ら入院させるための病棟（以下「重障児病棟」という。）に勤務する保育士	5
D- (2)	医学部附属病院において、重障児病棟に勤務する看護助手	5
D- (3)	医学部附属病院において、重障児病棟に勤務する看護師長、副看護師長、看護師（以下、この表にある「看護師」には、「助産師」を含む。）及び准看護師	4
D- (4)	医学部附属病院において、重障児の診療に直接従事することを本務とする医師	4
D- (5)	医学部附属病院において、重障児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法技術職員及びマッサージ師	4
D- (6)	医学部附属病院において、重障児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法師	4

D- (7)	医学部附属病院において、重障児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員	4
D- (8)	医学部附属病院において、結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」)に勤務する看護助手	3
D- (9)	医学部附属病院において、結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、副看護師長、看護師及び准看護師	2
D- (10)	医学部附属病院において、結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師又は歯科医師	2
D- (11)	医学部附属病院において、危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者	2
D- (12)	医学部附属病院において、放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者	2
D- (13)	医学部附属病院において、精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	2
D- (14)	医学部附属病院において、危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	2
D- (15)	医学部附属病院において、結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させる為の病棟(学長が別に定めるものに限る。以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長(D- (9)に該当する場合を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する副看護師長、看護師及び准看護師	1
D- (16)	医学部附属病院において、集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師(学長が別に定めるものに限る。)	1
D- (17)	医学部附属病院において、重障児の栄養管理に直接従事することを本務とする栄養士	1
D- (18)	医学部附属病院において、受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員(学長が別に認めるものに限る。)	1
E- (1)	教育学部附属小学校及び中学校において、特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員	2
F- (1)	教育学部附属特別支援学校において、特別支援教育に直接従事することを本務とする教頭、教諭、助教諭及び講師	2
F- (2)	教育学部附属特別支援学校に勤務する養護教諭及び養護助教諭	2
F- (3)	教育学部附属特別支援学校に勤務する寄宿舎指導員	2
F- (4)	教育学部附属特別支援学校に勤務する教頭、教諭、助教諭及び講師(F- (1)に該当する場合を除く。)	1
F- (5)	教育学部附属特別支援学校に勤務する校長	1

<調整基本額表>

ア 一般職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	6, 6 0 0 円
2 級	8, 5 0 0 円
3 級	9, 6 0 0 円
4 級	1 0, 2 0 0 円
5 級	1 0, 6 0 0 円
6 級	1 1, 2 0 0 円
7 級	1 2, 1 0 0 円
8 級	1 2, 7 0 0 円
9 級	1 4, 3 0 0 円
1 0 級	1 5, 9 0 0 円

イ 一般職本給表 (二)

職務の級	調整基本額
1 級	6, 0 0 0 円
2 級	7, 4 0 0 円
3 級	8, 5 0 0 円
4 級	8, 7 0 0 円
5 級	9, 6 0 0 円

ウ 教育職本給表 (一)

職務の級	調整基本額
1 級	9, 0 0 0 円
2 級	1 0, 5 0 0 円
3 級	1 1, 9 0 0 円
4 級	1 2, 7 0 0 円
5 級	1 5, 0 0 0 円

エ 教育職本給表 (二)

職務の級	調整基本額
1 級	9, 0 0 0 円
2 級	1 1, 1 0 0 円
特 2 級	1 1, 5 0 0 円
3 級	1 1, 9 0 0 円 (給与規程別表第 2 ロ備考を適用する 職員にあつては, 1 2, 2 0 0 円)
4 級	1 3, 1 0 0 円

オ 教育職本給表 (三)

職務の級	調整基本額
1 級	8, 4 0 0 円
2 級	1 1, 0 0 0 円
特 2 級	1 1, 3 0 0 円
3 級	1 1, 5 0 0 円 (給与規程別表第 2 ハ備考を適用する 職員にあつては, 1 1, 8 0 0 円)
4 級	1 2, 7 0 0 円

カ 医療職本給表 (一)

職務の級	調整基本額
1 級	6, 2 0 0 円
2 級	8, 0 0 0 円
3 級	9, 1 0 0 円
4 級	9, 7 0 0 円
5 級	1 0, 5 0 0 円
6 級	1 1, 3 0 0 円
7 級	1 2, 2 0 0 円
8 級	1 3, 8 0 0 円

キ 医療職本給表 (二)

職務の級	調整基本額
1 級	8, 1 0 0 円
2 級	9, 4 0 0 円
3 級	9, 7 0 0 円
4 級	1 0, 0 0 0 円
5 級	1 0, 4 0 0 円
6 級	1 1, 6 0 0 円
7 級	1 2, 5 0 0 円

(本給の調整額の決定)

第3条 給与規程第25条に規定する本給の調整額の決定に当たっては、次の各号に定める調書を作成し、本給の調整額の適用要件を確認するものとする。

(1) 前条<適用区分表>中、A-(1)、A-(2)又はA-(3)を適用することとなる職員

ア 授業担当状況表(別紙様式第1号)

イ 主任指導一覧表(別紙様式第2号)

ウ 個人調書(別紙様式第3号)

(2) 前条<適用区分表>中、A-(4)を適用することとなる職員
職務内容調書(大学院指導)(別紙様式第4号)

(3) 前二号に掲げる事由以外について、前条<適用区分表>を適用する場合
職務内容調書(勤務箇所)(別紙様式第5号)

2 職員に本給の調整額の決定を通知する場合は、人事異動通知書を用いて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める発令内容により行うものとする。

(1) 本給の調整額を支給する場合(大学院担当発令と同時に本給の調整額を支給する場合を含む。)

「調整数〇の本給の調整額を給する」

(2) 調整数の異なる本給の調整額を支給する場合

「本給の調整額の調整数〇を調整数〇に改訂する」

(3) 本給の調整額を支給しなくなる場合(大学院担当を免じ、同時に本給の調整額を支給しなくなる場合を含む。)

「本給の調整額は支給しない」

(4) 大学院の担当(指導)を命ずる場合

「大学院〇〇研究科の担当を命ずる」又は、

「大学院〇〇研究科における学生の指導を命ずる」

(発令と同時に本給の調整額を支給する場合は、第1号の発令内容を併記する。ただし、大学院の学生を指導する助教又は助手に係る発令は、原則として第1号の発令と同時に行うものとする。)

(5) 大学院の担当(指導)を免ずる場合

「大学院〇〇研究科の担当を免ずる」又は、

「大学院〇〇研究科における学生の指導を免ずる」

(発令と同時に本給の調整額を支給しなくなる場合は、第3号の発令内容を併記する。ただし、大学院の学生を指導する助教又は助手に係る発令は、原則として第3号の発令と同時にを行うものとする。)

(6) 既に大学院担当を命じられている者に、本給の調整額を支給する場合

「大学院〇〇研究科担当による調整数〇の本給の調整額を給する」

(7) 大学院担当を免じないで、本給の調整額を支給しなくなる場合

「大学院〇〇研究科担当による本給の調整額は支給しない」

(大学院担当教員の取扱い)

第4条 大学院研究科の担当を命ずる場合は、当該大学院研究科の教育課程の編成上基礎となる講座に配置される者及び当該大学院研究科の教育内容と関連を有する講座、研究部門、教育研究施設等(以下「協力講座等」という。)に配置される者とする。

2 現に大学院研究科の担当を命じられている者が次の各号の一に該当するときは、担当を免ずるものとする。

(1) 大学院研究科を担当する必要がなくなった場合

(2) 出向等、職員の身分を保有したまま大学院研究科を担当しなくなった場合

3 現に大学院研究科の担当を命じられている者が次の一に該当する場合でも、当該職員が当該大学院研究科の教育上必要不可欠な職員である限り、大学院研究科の担当を免ずる必要はないものとする。

(1) 休職

(2) 停職

(3) 派遣

(4) 外国出張

(5) 長期病気休暇

(6) 国立大学法人大分大学内での異動

(本給の調整額を支給する大学院担当教員)

第5条 大学院研究科の担当を命ぜられている教授、准教授、常勤の講師及び助教(みなし専門職学位課程主担当教員を含む。以下「教授等」という。)で、次の各号の一に該当するものに本給の調整額を支給する。

(1) 基礎講座等に配置されている教授等のうち、当該大学院研究科において直接に講義、演習、実験又は実習の指導(以下「講義等」という。)を、年度を通じて2単位以上担当するもの、又は主任として学生に対する研究指導(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第11条に規定するものをいい、1人の学生に対して原則として1人をいうものとする。以下「主任指導」という。)を担当するもの

(2) 協力講座等に配置されている教授等のうち、当該大学院研究科において講義等を、年度を通じて4単位以上担当するもの、又は主任指導を行うほか講義等を毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間(以下「年間」という。)を通じて2単位以上担当するもの

(調整数3の本給の調整額を支給する職員の取扱い)

第6条 主任指導を行う学生には、留学、休学及び停学中のものを含まないものとする。

2 2以上の大学院研究科の学生の主任指導を担当する場合には、当該職員が主任指導を担当する学生の合計人数により、調整数を決定するものとする。

3 前条第2号により本給の調整額を支給する職員について調整数3の本給の調整額を支給する場合にあっては、所要の人数の学生に対する主任指導を行うほか講義等を2単位以上担当することを必要条件とする。

(支給の停止及び開始)

第7条 次の期間については、本給の調整額の支給を停止するものとする。

- (1) 休職、停職又は派遣により職務に従事しない期間
 - (2) 外国出張及び病気休暇（以下「外国出張等」という。）により引き続き90日を超えた日以降。なお、期間の計算は外国出張等の命令等の日から起算し、勤務を要しない日及び休日を含めて行うものとする。
- 2 外国出張等による本給の調整額の支給停止及び外国出張等から復帰し支給要件を満たす場合の調整額の支給については、次の各号によるものとする。
- (1) 年間（前年の3月31日以前から引き続く場合を含む。以下同じ。）を通しての外国出張等の場合は、当該年の4月1日から支給しないものとする。したがって、前年の3月31日以前から引き続く外国出張等の場合で、その外国出張等の日から90日の期間が当該年の4月1日以降となるときでも、当該年の4月1日以降は支給しないものとする。
 - (2) 毎年4月1日から翌年の3月31日の前日までの間外国出張等の場合は、外国出張等の日から90日を経過したときに支給を停止し、復帰したとき（外国出張等の命令期間中に復帰したときは、命令変更を行わない限り命令期間が終了したとき）に支給を開始するものとする。
- 3 年間の途中から担当を命じ本給の調整額を支給する場合は、第5条に規定する支給要件を満たすことを必要条件とする。

（大学院の学生を指導する助教又は助手の取扱い）

第8条 大学院研究科における学生の指導を命じられている助教又は助手で、次の各号のすべてに該当するものに本給の調整額を支給する。

- (1) 基礎講座等又は協力講座等に配置されている助教又は助手で、その者が職務を助けている教授等が当該研究科の授業を常時担当しているものであること。
 - (2) 次に掲げる助教又は助手のうち大学院の学生に対する十分な指導能力を有すると認められる者で、現に教授等を助けて、大学院の学生を直接指導する複雑・困難の高い業務に従事するもの（助教又は助手としての在職期間が6月に満たない者は原則として除外する。）
 - ア 博士の学位を有する者
 - イ 博士の学位を有する者に匹敵する研究業績を有する者（原則として、修士課程修了後5年以上、医大卒業後6年以上の研究歴を有する者又は大学（短大を除く。）卒業後8年以上の研究歴を有する者）
 - (3) その者が大学院研究科において授業科目の担当教員を補助して行う学生の指導及び主任指導教員を補助して行う学生の研究指導に従事する時間が、年間において合わせて授業4単位分に相当する時間以上（このうち、原則として授業補助指導の従事時間数が2単位相当以上であることを要する。）であること。
- 2 支給の停止、職務復帰等による支給の開始等は、前条の規定を準用する。

（大学院担当教員である医学部附属病院医師の取扱い）

第9条 医学部附属病院の結核病棟、精神病棟又は集中治療病棟における医師が、大学院研究科の授業等を担当する場合は、医学部附属病院及び大学院研究科に係る本給の調整額の調整数を合算するものとする。

（大学院担当教員である教育学部附属学校園職員の取扱い）

第10条 教育学部附属学校園の校長又は園長が、大学院研究科のみなし専門職学位課程主担当教員として授業等を担当する場合は、教育学部附属学校園及び大学院研究科に係る本給の調整額を合算するものとする。

- 2 前項の職員のみなし専門職学位課程主担当教員としての調整基本額は、当該教員とみなされた職務の級に基づき、第2条の調整基本額表ウに定める額とする。

（雑則）

第11条 この細則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 給与規程第25条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までの間においては、人事院規則9-6-25附則第2項及び第3項の規定を準用して得られる額をもって本給の調整額とする。
- 3 第3条第1項に規定する別紙様式第1号から別紙様式第5号まで（授業担当状況表、主任指導一覧表、個人調書、職務内容調書（大学院指導）、職務内容調書（勤務箇所））については、当分の間、俸給の調整額の取り扱いについて（昭和45年文人給第180号）に定める様式を準用して使用する。

附 則（平成17年細則第8号）

この細則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年細則第12号）

- 1 この細則は、平成18年4月1日より施行する。
- 2 給与規程第25条の規定により本給の調整額を支給される職員（次項において「本給の調整額適用職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この細則による改正後の国立大学法人大分大学本給の調整額支給細則（以下「本給の調整額支給細則」という。）第2条の規定をもとに算出された本給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）本給の調整額として支給する。
 - (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 - (1) この細則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日から引き続き本給の調整額適用職員である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
 - (2) 施行日以降に新たに本給の調整額適用職員となった職員（施行日以後に新たに本給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に新たに本給の調整額適用職員となった場合に同日にその者に適用されることとなる本給表、職務の級及び号給を基礎として改正前の本給の調整額支給細則第2条の規定を適用した場合その者に適用されることとなる調整基本額

附 則（平成18年細則第41号）

この細則は、平成18年10月17日から施行する。

附 則（平成19年細則第13号）

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年細則第26号）

この細則は、平成19年12月25日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学本給の調整額支給細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成21年細則第4号）

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年細則第41号）

この細則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成 22 年細則第 9 号）
この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年細則第 24 号）
（施行期日）

- 1 この細則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
（55 歳を超える職員の本給の調整額の減額支給）
- 2 当分の間、55 歳を超える職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者で、その号給がその職務の級における最低の号給でない者に限る。）に対する本給の調整額の支給に当たっては、当該職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該職員のうける本給の調整額の額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額を減じた額を支給する。

本給表	職務の級
一般職本給表（一）	6 級
教育職本給表（一）	5 級
教育職本給表（二）	4 級
教育職本給表（三）	4 級
医療職本給表（一）	6 級
医療職本給表（二）	6 級

附 則（平成 24 年細則第 7 号）
この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年細則第 12 号）

- 1 この細則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学本給の調整額支給細則（以下「新細則」という。）の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
（差額の支給）
- 2 平成 27 年 1 月 1 日に在職する職員で、新細則の適用により、改正前の国立大学法人大分大学本給の調整額支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

附 則（平成 26 年細則第 20 号）
この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年細則第 11 号）
この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年細則第 15 号）
この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年細則第 19 号）
この細則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年細則第 11 号）
（施行期日）

- 1 この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 当分の間、職員の本給の調整額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日

以後、当該職員の受ける本給の調整額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 大学教員（教授，准教授，講師，助教及び助手をいう。）
- (2) 前号に該当する職を除く労働契約の期間を定めて採用される者であって，学長から前項の適用除外の承認を得た者
- (3) 国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「就業規則」という。）第12条の4第1項又は第2項の規定により就業規則第12条の2第1項に規定する異動期間（就業規則第12条の4第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長している就業規則第12条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (4) 就業規則第22条の規定により定年を延長している職員（就業規則第21条第2項に規定する定年退職日において，国立大学法人大分大学職員給与規程の一部を改正する規程（令和5年規程第21号）附則第2項の規定が適用されていた職員を除く。）